

令和３年第１回定例会（６月議会）
福祉環境委員会
提出資料

令和３年６月２１日
生活環境部

所管事項

◎県民生活課

・第１１次秋田県交通安全計画（案）の概要について

・ ・ ・ ・ １

第11次秋田県交通安全計画（案）の概要について

県民生活課

計画策定の趣旨

- 交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、国の第11次交通安全基本計画（令和3年度～7年度）に基づき、県内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。
- 計画期間：令和3年度から7年度までの5年間

課 題

- 発生件数、死者数、負傷者数は減少しているものの、依然として高齢者の交通事故死者の割合が高いことから、高齢者の交通事故防止対策が最重要課題である。

推進体制

- 関係機関・団体、地域住民と連携・協働し推進する。
- 秋田県交通安全対策会議が計画の進捗を検証する。

計画策定のスケジュール

- 令和3年6月上旬から7月上旬までパブリックコメントの実施
- 令和3年7月中旬秋田県交通安全対策会議幹事会の開催（計画案の検討）
- 令和3年8月上旬秋田県交通安全対策会議の開催（計画の決定）

基 本 理 念

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない秋田県を目指す。
- 「人優先の交通安全思想」を基本とし、県民の安全を一層確保するため、あらゆる施策を推進する。
- 年齢や障害の有無に関わりなく、安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。

道路交通事故の安全対策

道路交通事故のない秋田県を目指して

○第11次（令和3年度～7年度）の目標

- ①死者数 27人以下
- ②重傷者数 200人以下

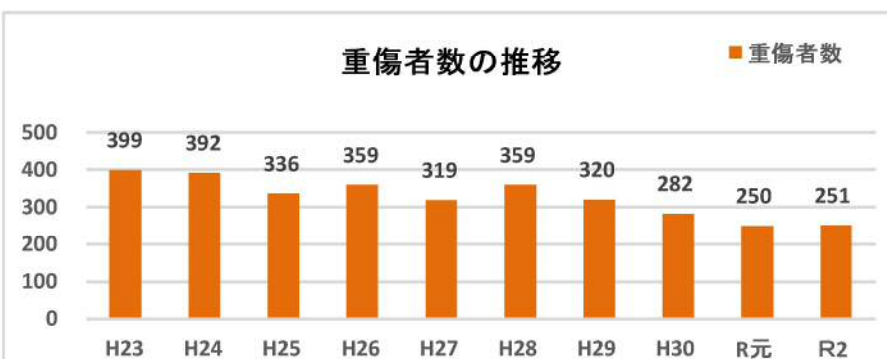
○第10次（平成28年度～令和2年度）の目標

- ①死者数 30人以下
- ②死傷者数 2,000人以下

死者数・死傷者数の推移



重傷者数の推移



《対策の視点》

- 1 県民自らの意識改革
- 2 高齢者及び子供の安全確保
- 3 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 4 生活道路における安全確保
- 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 6 地域が一体となった交通安全対策の推進

《対策の柱》

- 1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
高齢者に対する交通安全教育の推進、横断歩行者の安全確保、自転車の安全利用の推進
- 2 安全運転の確保
高齢運転者対策の充実、運転者に対する再教育等の推進
- 3 道路交通環境の整備
通学路等における交通安全の確保、高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
- 4 車両の安全性の確保
自転車点検整備の充実、自転車の被視認性の向上
- 5 道路交通秩序の維持
妨害運転等の悪質、危険、迷惑性の高い違反の交通指導取締りの強化
- 6 救助・救急活動の充実
救助・救急体制の整備・拡充
- 7 被害者支援の充実と推進
交通事故相談活動の推進

【高齢者の交通事故防止対策のポイント】

- 1 地域等と一体となった広報啓発活動
家庭、学校、職場及び地域等が一体となったキャンペーン等を行い、高齢者の交通事故防止を図る。
- 2 視認性の高い服装の着用や反射材用品の普及促進
明るい服装の着用や反射材用品等を推奨するとともに、視認効果・使用方法等についての理解を深めるための活動を推進する。
- 3 高齢運転者標識の普及の促進
高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める。
- 4 高齢歩行者に対する交通安全教育
高齢者安全・安心アドバイザー等の家庭訪問による個別指導、交通安全機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 5 高齢運転者に対する交通安全教育
交通安全機器を用いた交通安全教育を推進するとともに、高齢者講習では運転技能に着目したきめ細かな講習を実施する。
- 6 運転免許証の自主返納者に対する環境の充実
運転免許証を返納した場合の運転経歴証明書の取得促進と、証明書提示による各種特典の拡大を図る。
- 7 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
駅、公共施設、福祉施設、病院等を中心に、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を行う。